

核防条約の批准について

一、核防条約問題の経緯

わが国は、昭和四十五年二月核兵器不拡散条約（NPT）に調印したが、その際本条約についての日本の考え方等についてとくに政府声明が内外に発表された。そこには、日本が条約批准に進む上で考慮すべき事項として、核軍縮および安全保障と並んで、平和利用に関する保障措置（査察）について平等性、産業機密の漏洩防止等につき強い関心が示された。

その後今日までの四年半におよぶ国際原子力機関（IAEA）における接衝を通じて、これらわが国の主張は大幅に取り入れられたので、今日ではNPTの批准をこれ以上遅らす理由は消滅したのみでなく、エネルギー事情の急変から国際協力によつて原子力平和利用開発を強力に進めなければならない日本にとつて、批准をしないことがむしろ大きなマイナスになる情勢となつてきている。

二、核防条約に伴う査察に関する問題点

（一）核燃料に対する外国からの査察はすでにIAEAから受けているのでありNPTを批准したからといつてその回数がふえたりきびしくなる